

令和7年

秋の交通安全家庭新聞

2025年



警戒の秋

★秋は、日没時間が早くなり、学校や職場からの帰宅時間帯と交通状況が確認しづらい夕暮れ時が重なるため、交通事故の危険性がより高まる季節です。

★「行楽の秋」や「スポーツの秋」であると同時に、「警戒の秋」でもある：と認識を改め、一人ひとりが安全通行・安全運転に努めることが大切です。

令和7年 秋の全国交通安全運動

運動期間

令和7年9月21日(日)～9月30日(火)

運動重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

4 バイクの交通事故防止

5 スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底

斜里町交通安全推進委員会
斜里町交通安全協会

身近な場所でも、 事故を警戒！

★交通事故は、つい油断が生じやすい“身近な場所”で多発しています。普段、通り慣れている場所でも警戒心を高め、念入りに安全を確認しましょう。

★また、秋は夕暮れ・夜間の時間帯が長くなります。昼間よりも交通状況が見づらくなり、事故の危険性が高まりますので、夕暮れ時・夜間の安全通行・安全運転のポイントも確認しましょう。

身近な事故多発ポイント



1 住宅地の閑散とした道路

横断中の歩行者と車の事故が多発！

★交通量の少ない閑散とした住宅地の道路では、近隣住民の歩行者が「ここは普段、車が通らないから大丈夫…」と油断しやすく、安全確認をせずにいきなり道路を横断しがちです。そのため、たまたまやってきた車と横断中の歩行者が衝突する事故が多発しています。



だから歩行者は実践！

- 普段あまり車が通らない道路を渡るときでも、横断前に必ず一度立ち止まり、右左を見て、車が近づいてきていないか、しっかり確認！

だからドライバーは実践！

- 人通りが少ない道路でも、「歩行者がいきなり横断してくるかも…」と警戒し、道路脇のあちこちに目配りして、歩行者を探しながら通行！

特に夕暮れ時・夜間は…

横断中の歩行者が左から走行してきた車と衝突する危険性が高くなります…

歩行者は
実践！

- 特に横断後半、左から車がきていないか確認！
- 反射材や明るい服装を着用して自分の存在をアピール！

ドライバーは
実践！

- 薄暗くなってきたら早めにライトを点灯！
- ライトが行き届かない右側からの横断歩行者に注意！



▲ 右側から横断してくる歩行者は、ドライバーからほとんど見えない…

身近な事故多発ポイント

2 信号がない交差点

自転車と車の出会い頭事故が多発！

- ★特に住宅地に点在している信号がない交差点は、近くに住む自転車利用者が「ここはめったに車がこないから大丈夫…」と油断し、一時停止や安全確認をせずに交差点に進出しがちです。そのため、交差道路を走行していた車と出会い頭に衝突する事故が多発しています。



だから自転車利用者は実践！

- 交差点の手前で一度止まり、交差道路から車がきていないか、しっかり確認！

だからドライバーは実践！

- 交差道路側に一時停止の標識がある場合でも、交差道路の自転車の有無を確認！

特に夕暮れ時・夜間は…

ライトをつけていない自転車は、暗やみに紛れて目立ちません…

自転車利用者は
実践！

- 薄暗くなってきたら必ずライトを点灯し、自転車の存在を周囲にアピール！

ドライバーは
実践！

- 無灯火の自転車がいるかも…と警戒し、暗がりにもしっかり目配りして自転車の早期発見に努める！



身近な事故多発ポイント

3 青信号の交差点

歩行者・自転車と右・左折車の事故が多発！

- ★青信号の横断歩道や自転車横断帯では油断が生じやすく、横断中に周りをよく見ていない歩行者・自転車利用者が少なくありません。そのため、交差点を無警戒に右・左折してきた車と衝突する事故が多発しています。



だから歩行者・自転車利用者は実践！

- 横断前だけでなく横断中も交差点を広く見渡し、車が曲がってこないか確認！

だからドライバーは実践！

- 横断歩道等を渡っている、または渡ろうとしている歩行者・自転車がいないか確認！

特に夕暮れ時・夜間は…

車のライトは側方を照らせないため、横断中の歩行者・自転車がよく見えません…

ドライバーは
実践！

- 右・左折するときは、ライトで照らせない側方の暗やみにもしっかり目配りし、歩行者・自転車がいないか確認！



飲酒運転を、絶対に許さない!!

★飲酒運転による悲惨な事故が、いまだに後を絶ちません。

★ドライバーが飲酒運転をしないことは当然ですが、周りの人も、車を運転する予定のある人にお酒を注文させたり勧めたりしない、お酒を飲んだ人が運転しようとしていたら止める—など、みんなが協力して飲酒運転を根絶しましょう!



酒酔い運転の罰則

飲酒量にかかわらず、言語動作が正常ではないなど、いわゆる酩酊状態で運転した場合

▶運転者・車両の提供者

5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

▶酒類の提供者・同乗者

3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

酒気帯び運転の罰則

呼気1リットル中0.15ミリグラム以上のアルコールを体内に保有した状態で運転した場合

▶運転者・車両の提供者

3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

▶酒類の提供者・同乗者

2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金



自転車の飲酒運転でも、上記と同じ罰則が科されます!

道路交通法一部改正

令和8年
4月1日
から

自転車の 違反に反則金!

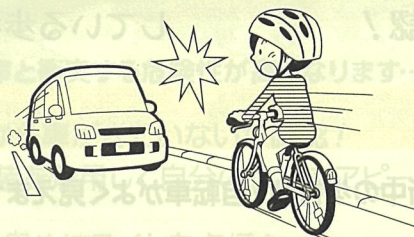
★自転車の交通違反に対し、車やバイクなどと同様に交通反則切符(青切符)による取締りが行われます。

★16歳以上の人を対象です。

青切符の対象となる違反行為と反則金額の例



●ながらスマホ/12,000円



●右側通行/6,000円

●遮断踏切立入り/7,000円

●信号無視/6,000円

●一時不停止、傘差し、イヤホン等の使用/5,000円

●並進、二人乗り/3,000円